



# 事業者の皆さまへ



東京都水道局  
(2025年4月)

事業者等の方々は、職員に対して次のような行為は絶対に行わないよう、関係従業員等に周知・徹底をお願いします。



- 1 「さぐり行為」は禁止です。  
こうした行為を行った事業者には指名停止等の措置をとる場合があります。

## さぐり行為

予定価格や最低制限価格などの**厳格管理情報を職員等から聞き出そうとするなどの行為**

※ 厳格管理情報とは  
最低制限価格、調査基準価格、予定価格（事後公表及び非公表案件に係るもの）、希望者名、希望者数、指名者名、指名者数、選定理由、非選定理由、仕様書、総合評価方式における基準価格及び技術審査結果、落札率（予定価格非公表案件に係るもの）など  
このような公にされていない契約事務に係る情報であって、その情報が漏えいすることで入札等の公正を害することとなる情報を聞き出そうとしないでください！



- 2 東京都は職員に対し、都と利害関係のある事業者等の皆様から次の行為を受けることを原則禁止しています。御理解をお願いします。

## 贈答関係

組織や職員個人あてのせん別、中元歳暮等、**金品等**を受けること

## 飲食関係

一緒に**会食（パーティを含む。）**を行う、**接待**を受けること

## 交流関係

一緒に**遊技やスポーツ、旅行等**を行うこと

## 便宜供与

金銭の貸付や無償での物品や不動産の貸付、役務の提供など**一切の便宜供与**を受けること

宣伝・広告用「カレンダー」「手帳」「ボールペン」等も、原則として受け取りません。

- 利害関係のある事業者等とは、免許、認可、許可、立入検査、監査、監察、税の賦課、補助金の交付、不利益処分、行政指導又は工事の請負、物品の購入その他の契約等に当たって、職員の職務に利害関係のある相手（団体及び個人）を言います。
- 職員の異動前の利害関係者は、**異動後3年間は利害関係者**とみなされます。

## 公益通報制度を知っていますか？

公益通報制度とは、法令違反行為等を発見した職員、契約先等の労働者等が窓口に通報するもので、**法令違反の是正や未然防止を目的**としています。

**通報すべきが迷う場合、まずは相談することもできます。**

相談者、通報者の秘密保持に留意して対応されますので、相談者、通報者の個人情報が外部に漏れることはありません。また、通報者に不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

制度の詳細や手続きの流れはこちらをご確認ください→

総務局ホームページ



## 相談・通報の受付窓口

水道局  
コンプライアンス  
ホットライン



一人で  
悩まないで！

水道局職員部人事課 TEL：03-5320-6355  
公益通報制度やカスタマー・ハラスメントに関して  
水道局職員の行為等で気になることがある場合は、  
こちらへご相談ください。

公益通報 全庁窓口（東京都総務局コンプライアンス推進部）

2024年3月よりLoGoフォームによる通報が可能となりました →  
メール：zenchomadoguchi@tokyokoekituhou.jp  
FAX：03-5388-1312



公益通報 弁護士窓口

2024年3月よりメールアドレスが変更となりました。  
メール：gaibumadoguchi1@tokyokoekituhou.jp  
FAX：0570-018-609

## 「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が 令和7年4月1日に施行されました

条例では「何人も、あらゆる場において、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない」と定められています。

これを踏まえて、東京都職員についても、業務においてカスタマー・ハラスメントを行ってはならないと規定しています。